

芦田川環境マネジメントセンター会則

（名 称）

第1条 この団体は、芦田川環境マネジメントセンター（以下「本会」と称する。

（目 的）

第2条 本会は、芦田川流域の水環境改善において、流域住民が主体的に関わり継続して取り組む住民参加型河川浄化事業を具体化するため、事業推進に係わる合意形成、環境に関する情報発信、環境学習支援、地域振興支援等を人々の善意とボランティア精神をもって行い、行政、企業、市民等が協力しそれぞれの責任を果たす社会システムの実現と市民の公益に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

芦田川の水環境改善に関する研修活動

芦田川の水環境改善に関する相談、助言活動

芦田川の水環境改善に関する広報、啓発活動

芦田川の水環境改善に関する調査研究活動

芦田川の水環境改善に関する人材交流、ネットワーク促進活動

（会 員）

第4条 本会の会員は、個人及び団体で本会の趣旨に賛同する者とする。

（入 会）

第5条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）本会の活動を特定の団体又は個人の営利目的に利用するものでないこと。

（2）本会の活動を特定の政治団体の政治目的に利用するものでないこと。

（3）本会の活動を特定の宗教団体の宗教目的に利用するものでないこと。

2 会員として入会しようとするものは、運営委員会に申し込むものとする。

3 運営委員会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（退 会）

第6条 会員は、運営委員会が別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。

2 会費を1年以上未納している会員や、連絡等のつかない会員については、運営委員会の議決により退会扱いとすることができる。

（除 名）

第7条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この会則等に違反したとき。

（2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 但し、本会の存続及び名誉に関わる緊急の事態が発生した時は、運営委員会において議決し、次の総会において承認を得ることができる。

（役 員）

第8条 本会に、次の役員を置く。

- （１） 会 長 １名
- （２） 副会長 ２名
- （３） 運営委員 10名以内
- （４） 会 計 １名
- （５） 会計監査 １名
- （６） 事務局 若干名

２ 会長は、本会を代表し総括する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名された副会長が会長の職務を代行する。

４ 運営委員は、会務に従事する。

５ 会計は、会の経理を担当する。

６ 会計監査は、運営委員の中から選出し、会の会計を監査する。

７ 事務局は、通常業務の処理にあたる。

（役員の選任）

第9条 会長は、改選前の運営委員の互選により選出し、その他の役員については、会員の中から会長が指名する。

（任 期）

第10条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（活動方法）

第11条 本会は第3条の活動内容を遂行するため、月1回の運営委員会（定例会）を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時会を開催するものとする。

（総 会）

第12条 本会は年1回の総会をもち、次の事項を決定する。

- （１） 事業計画及び収支予算
- （２） 事業報告及び収支決算
- （３） 会則の制定及び改正
- （４） その他重要な事項

（資 金）

第13条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

２ 会費は、年度会費とする。

（１） 会員（個人） 年額 １口 1,000 円

（２） 会員（企業・団体）年額 １口 5,000 円 ２口 10,000 円

３ 本会への寄付金等の受け入れについては、運営委員会の議決により決定する。

４ 但し、一旦納入された会費および寄付金等は返還しない。

５ 年度会計は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（事務局）

第14条 事務局は広島県福山市西町2丁目10番1号株式会社エフエムふくやま内を所在地とする。

（その他）

第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 1 月 13 日改正

平成 17 年 4 月 14 日改正

平成 19 年 5 月 9 日改正

平成 21 年 5 月 13 日改正